

## 会 議 議 事 録

1 会議名	令和6年度第1回長岡市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和6年10月4日（金曜日）午後1時30分から午後3時30分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 市民交流ホールD
4 出席者名	<p><b>【委員8名】</b>  石川 伊織 佐藤 賢介 清水 祐子 横澤 勝之 西山 雪江  金澤 ゆかり 樋熊 憲子 鷲尾 達雄</p> <p><b>【事務局5名】</b>  茂田井女性活躍推進担当部長 松木人権・男女共同参画課長  米山人権・男女共同参画課課長補佐 高頭人権・男女共同参画課係長  秋山人権・男女共同参画課主査</p> <p><b>【説明のために出席した職員】</b>  江田保育課長 深澤子ども・子育て課長 神田生活支援課課長補佐  曾根健康増進課課長補佐 荒木農水産政策課係長 大田学校教育課副主幹</p>
5 欠席者名	<p><b>【委員4名】</b>  黒岩 海映 小山 安栄 高橋 花碧 米山 宗久</p>
6 議題・報告	<p>議 題</p> <p>(1) 第3次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及び質問に対する回答について</p> <p>(2) 困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 審議会等の女性登用率について</p> <p>(2) 男女共同参画に関する調査・研究について（メディアリテラシー）</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
会長	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議題 (1)第3次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及び質問に関する回答について</p> <p>では次第に沿って進行させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、第3次ながおか男女共同参画基本計画では令和5年度の実施状況と、令和6年度の事業計画についてご審議いただきます。まず事前に委員の意見</p>

人権・男女共同参画課

によって修正が行われたものが、資料No. 1 進捗管理表修正箇所一覧になります。

回答が必要な質問に対する担当課からの回答は、資料3 質問・回答一覧にまとめられています。これは文書で回答するものですが、あらかじめ口頭で説明するものを挙げさせていただいております。資料 No. 2 審議会説明項目一覧に掲載されています8項目について口頭でご説明をお願いします。

なお文書による質問の回答につきましては、資料に記載されているとおりです。

時間の都合もございますので、説明は事業の変更点やポイントに絞って簡潔にお願いいたします。

それでは人権男女共同参画担当課の担当部分は事業 No. 21 と 31 と 52 につきまして、よろしく申し上げます。

人権・男女共同参画課です。

3つの項目についてご説明をさせていただきます。

まず事業番号 21 避難所の環境整備で、「トイレに関してはどのように工夫されていますか。汚れ、被害に合わない工夫など」というご質問についてお答えをいたします。

当課としては、避難所開設にあたる職員を対象に、男女共同参画の視点を踏まえた災害対応担当者研修を毎年実施しております。

研修の中では、性別によって災害から受ける影響に違いがあるということだとか、性別役割にとらわれない避難所運営が必要であることなどについて講義を受けました。トイレ衛生対策については、特に女性の避難生活において配慮が必要であるということをご共有しました。

また、市内のコミュニティセンターにおいて平日日中の災害発生への備えを考える地域防災力向上講座を開催しています。町内会役員とか防災担当の方をはじめ、各地域の住民を対象に理解促進を図っています。

講座の中では、避難所運営の中心に男性だけではなく女性の方にも入っていただくなどの必要性を伝えています。

さらにウィルながおか発行の情報誌『あぜりあ』で、災害時のトイレ対策を特集いたしまして、在宅避難時を含めて市民の方へ周知をしたところです。

続きまして事業 No. 31 多様な活躍に繋がる学びや体験の機会の提供について令和4年度との違いや参加者が少ないこと、また令和6年度の状況についてお答えしたいと思います。

令和4年、令和5年度ともに可能性を広げる女性の学び合い講座という形でそれぞれ計6回の講座を開催いたしました。

まず令和4年度は原則としまして、6回すべてに参加できる方を募集いたしまして、内容としては市民活動、政治、起業、リーダーシップをテーマに6回を通じて同じメンバーで学び合いを行いました。

<p>会長</p> <p>委員A</p>	<p>一方、令和5年度も計6回の講座としたわけですが、参加者がテーマごとに気軽に参加しやすいように各会で参加者を募集いたしました。</p> <p>内容としては、起業やフリーランスで好きなことや得意なことを実現するというテーマを2回、それからNPO法人など市民活動で活躍する方については3回、最後に政治分野の話を書くという回を1回と、1回ずつ募集をしまして、それぞれの分野で活動する方の講話やグループワークを行ったものです。最初の2回の起業・フリーランスについては多くの参加がありましたが、市民活動と政治分野については集客に苦慮いたしました。</p> <p>令和6年度につきましては、カラー刷りのチラシをお配りしておりますとおり「LIFE MAP CAFE」を実施しております。</p> <p>自分らしく活動する女性のネットワークづくり交流会をやりまして、令和5年に非常にニーズがあった起業・フリーランス、自分らしく活動するといった活躍を目指す女性にとって参考となる方の話を聞いて、参加者が交流する場を作るということで違う価値観に触れたり、新しい気づきを得てもらって新たなネットワーク作りに役立ててもらおうという趣旨でやっています。現在5回のうち2回終了ですが、いずれも満席の状況で好評をいただいているところです。</p> <p>まず予算は少し減っておりますけれども、全体の調整の中での予算措置であり、参加者減を反映したものではございません。</p> <p>最後に、事業番号52番DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知について、「DV相談件数が増大していますが、どのような状況なのか、説明できる範囲で聞かせてください」、というご質問です。</p> <p>相談件数ですが、記載のとおり令和5年度は1,011件、前年度より127件の増加となっております。</p> <p>個々のケースで事情は異なる訳ですが、ちょうど令和5年度に5月・6月が非常に件数が増えています。</p> <p>そのころはコロナ禍が落ち着いて、相談に来る人が増え始め、社会に出るなど、そういうことは考えられるかなと思っております。</p> <p>また、近年の相談件数は高止まりの傾向が続いており、相談内容も多様化、複雑化しております。そのため相談者の方の意向に沿った丁寧な対応が必要となっておりまして、2回目・3回目の再来の方の割合が徐々に増加しています。</p> <p>またさらに様々な機関との連携が必要になるということで、支援が複数回にわたって長期化するケースがある、という特徴があります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>21番につきましては委員Aからのご質問でしたが、ご意見いかがでしょうか。ありがとうございました。1月1日の能登の地震の時に、避難所の姿を見て、20年たった中越地震の時を思い出させられるようなとても悲惨な状況だったのをよく覚えています。それで、県の方でも地震に対して委員会を立ち上げ</p>
----------------------	---

<p>会長</p>	<p>たらしいですが、男性の方々は液状化についてお話をされるのですが、女性の委員の方はトイレで苦しんでいる方がいらっしやるので聞いているのだけれど、液状化の方に話が行ってしまうという情報をお聞きしました。それで、長岡ではどのように対策されているのかと思い聞かせていただきました。一番大事な健康面、衛生面を含めて大事なことですので、市民も含めて対策をしていかなければと思っています。</p> <p>31番と52番は私が質問させていただきました。具体的なお話をいただいて大変よくわかりました。数年前から引き続きの話し合いの中で、市役所の方から提示されることについて、事柄を具体的に、丁寧に、どんなことをやってどんな成果が上がったのかが、会議に出されるようになってきました。そういう意味で今回この2項目について質問したのは、具体的にぱっと見ただけでは数字が減っているようにしか見えない、実際には複数回相談にこられる方があるわけですが、延べ人数が増えているという事柄はこの表記では見えてこないものがありますので、そこを明確に示されますといいと思います。そのほうが、市役所が取り組んでる問題の大きさやそれに対するご努力がはっきり見えると思いますので、質問させていただきました。具体的なことがわかりまして、大変よかったですと思います。ありがとうございました。</p> <p>次は事業番号7番、学校教育課お願いいたします。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>学校教育課です。よろしくお願ひします。事業番号7番、小中学校の教職員を対象とした男女共同参画に関する研修に対する質問に回答いたします。質問内容は、進捗状況の方に校内研修についての記述がなかったということ、「この『校内』は、各市立学校でそれぞれ『校内』研修会を2回以上の意味だと思ふのですが」、ということについてであります。</p> <p>まずこの「校内」ですが、市内の小中学校での研修にあたります。</p> <p>職員会議の時間に、時間を確保しまして、各校で研修を計画的に年に数回行っておりますので、その中で男女共同参画に関わる研修を2回以上行うようにと示しています。今回、この進捗状況表に載せられなかったのは、その共通した具体的な研修内容のところまでが、把握できていませんでしたので、記載することができませんでした。内容は各校に任せておりまして、毎年のように内容も変えて行っているという状況があります。</p> <p>具体的には、年の初めには、ハラスメント防止についてのコミュニケーションだったり、また他には性差別や偏見の防止を個人の尊重、ワークライフバランスの促進など、あと市のセンターでの研修がありますので、その受けた方から、伝達講習会など、職員の啓発を行っているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>ここも私がお伺ひしました。</p> <p>学校の教育内容に関しましては、長岡市立の学校であっても、教員の方々は県職員であったりとかいろいろ問題があつて、なかなか学校の中のことについてというのは難しいという話を伺っておりますので、ご苦労が多かつたんだろうと思います。具体的にどうしてきたかという情報をこういう場で教え</p>

保育課

ていただければ、と思いますので今後の報告でもよろしく申し上げます。これについては、各校でそれぞれそのためのことが行われているということがわかりましたのでよかったです。ありがとうございました。

では続きまして事業番号8番、保育課の方からお願いいたします。

保育課です。

幼児への男女共同参画教育についてお答えいたします。

まず、ご質問の対象園参加者数でございますけれども4年度は102園のうち96人。これに対しまして5年度は2園増えまして104園のうち77名の方となっています。多いか少ないかという評価の部分になりますけれども、10月の開催ということで各園とも準備を含めた、行事等とも重なってしまったというようなこともありまして、各園から1名ずつの参加を見込んで実施をしたところでしたが、19名の減ということになったものでございます。

今後につきましては、日程調整をしっかりとやって開催していきたいと思っております。

続いて不適切保育に対する各園での対応についてということでございます。

記載の内容に加えて詳しくお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、不適切保育に関しましては令和5年5月に国がガイドラインの策定をし、不適切保育の定義を明確化するとともに未然防止のための環境づくりなどを各自治体に通知をしたところです。

これに基づきまして市としましても公立園はもちろん私立園に対しまして、基本的な考え方、職員間の意識の共有に向けた日々の保育の振り返り、話し合いの場を定期的に持つこと、子どもの人権人格を尊重する研修の実施などにつきまして通知をしたところでございます。これにより公立園私立園とも定期的あるいは随時に振り返ったり点検をしたりするミーティングを開催しているほか、園内研修、リモートも含めた外部研修などに取り組んでいるところでありまして、私立園を含め不適切保育は発生していないところでございます。

会長

ありがとうございました。

やはり母数が問題だということもあります。ご関心をお持ちの市民の方もいらっしゃると思っておりますので、具体的なご説明でよかったと思っております。他のところでも母数がいくつなのかってというのがわからないと、多いのか少ないのかもわかりません。4年度は102園のうちの96名ということでしたので、同じような形で示していただければ嬉しいと思っております。

続きまして事業番号18農水産政策課からお願いいたします。

農水産政策課

農水産政策課です。よろしく申し上げます。

私の方からは、No.18家族経営協定の締結促進についてお答えします。

委員の質問内容としましては、令和4年度の実績よりも後退したように見えるということで、説明させていただきます。内容につきましては令和4年度

<p>会長</p>	<p>につきましては新規に3件女性も含めた家族協定数が増えまして、令和5年度につきましてはさらに2件加えて、増加したという内容でございます。</p> <p>進捗管理表を見ますと、長岡市全体の女性を含めた家族経営協定が3件だったものが2件になるように、ちょっと誤解を生む表現かなというふうに我々も感じましたので、今回のこのタイミングで進捗管理表の表現を変更して修正させていただいております。この2年間では5件協定数が新たに増えて、女性の経営参画が新たに5人増えたというふうに認識しております。以上です。</p> <p>経営協定結んでしまえばそれっきりというのはこれまでも見られたようで、単に結べばよいというよりは、結んだことによって農家の中での女性の現状がどうなるのかということが問題なので、できれば追跡調査をしていただきたいと思うのですが、なかなか大変なことでしょう。まずは経営協定をたくさん結んでいただきたいというところで努力していただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>では26番、健康増進課お願いいたします。</p>
<p>健康増進課</p>	<p>健康増進課です。よろしくお願いたします。</p> <p>介護予防事業になります。委員からのご質問のほうですが、認知症予防事業の実施が倍増しており、どのような工夫をしたのかということです。</p> <p>まず1点目が、教室の実施形態が4回1コースを何クールか繰り返していましたが、それを見直して年間を通して月1回、常に実施する形で、いつでも単発で1回だけ参加するという方や、あるいは連続して参加したいという形で参加の形に自由度を持たせた点が1点目の工夫があった点となっております。</p> <p>2点目の工夫点としまして、座学の講義だけではなくて、内容に脳の健康度測定、芸術療法として陶芸などのもの、あるいはeスポーツといったゲームを活用したもの、そのような体験型のプログラムを用意したという工夫がもう一点となります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>成果が非常によく見えるように思いましたので、どのような工夫をなさって実績を増大させたのかなと思ってお伺いしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、生活支援課から30番についてお願いをいたします。</p>
<p>生活支援課</p>	<p>生活支援課です。よろしくお願いたします。</p> <p>30番の事業ですが、生活困窮者学習支援事業ということで、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、委託事業所において学習機会を提供し、貧困連鎖の防止を図るものになります。</p> <p>いただいたご質問につきましては、利用者が令和4年度は9人、令和5年度が3人と減った原因は何ですかというご質問をいただきました。回答は、令和4年の新規利用者が短期間で利用終了となったため、利用終了となった</p>

	<p>理由といたしまして、利用日時の調整や送迎などの保護者負担が原因で長期の利用につながらなかったことが考えられます。6人減という状況の中で、令和4年度9人のうち7人がいらっしゃいます。このうち短期間で利用終了したものが2人で、その期間は2か月以内となっています。それ以外の利用終了者の方の状況をお伝えしますと、高校に合格して利用終了した方が2人、一人は中学3年生で高校合格して終了、もう一人は[REDACTED]受験して合格して終了した方。それ以外の状況としましては、友人と遊びたいということで継続につながらなかったケースですとか、ご本人の負担が大きということで利用が終了になってしまったものがあります。こうした状況に至る理由としましては、お子様本人の学習意欲が低いこと、保護者の方の意識が低いことが問題になっていると思っておりますが、お子様本人や保護者に関わる支援者から繰り返し学習の必要性について伝えることで意欲の向上を図っていき、家庭として学習に向かう意識づけに粘り強く努めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員Bからのご質問でしたので、委員Bお願いします。</p>
委員B	<p>貴重な事業だとおもいますが、定着するのはなかなか難しく、支援が必要なのだと思います。行政だけでは難しいと思いますので地域の中で関わっていく、支えていく体制がないと事業だけでは難しいと思いました。</p>
会長	<p>一応全て質問に対する回答をいただくことになりましたが、他に質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>本日お答えできない質問がある場合は後日事務局でまとめて担当課に照会してお答えいただくことになっておりますが、何か今、お聞きになりたいことはありませんでしょうか。</p>
委員B	<p>質問というか要望なんですけども、33番の方で、子育て世代の再就職セミナーを開催されて職種はわかりますかということで質問させてもらっています。様々な医療職とか介護職とか、教育職、教員も含めて、資格のある皆さんの一旦離職された方の再就職と言いますか、そこの掘り起こしというのが非常にそれぞれの分野で取り組みされているので、そういったそれぞれの分野との連携といったものが今後図られれば良いなというふうに思いますので、質問させてもらいました。引き続きぜひお願いしたいと思っております。</p>
女性活躍推進担当部長	<p>私どもも、様々な分野の方々とどのような連携ができるか話し合いをしております、手に職を持っている方の再就職も含めて、製造業など男性の職場のイメージがある職場でも、女性が入らないと会社自体も成長していかないとされています。企業の方々と連携をしながら、様々な分野での開拓もしていかなければいけないと思っていますし、資格を持っている方につきましては、福祉分野などいろいろな連携をしておりますので、情報を共有しながら進めていきたいと思っています。</p>

会長

資料3の質問票には文書でお答えとなっているものもありますが、他の委員の方でもこれについてもっと聞きたいというのがあれば、ご回答いただけたと思いますので、どなたかいかがでしょうか。

それでは追加はないようですので、議題1についてはこれくらいにしたいと思います。

では次の議題に入らせていただきます。

議題2 困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局(人権・男女  
共同参画課)

まずは、資料ナンバー4とありますA4の横使いになっておりますカラーの資料をご覧くださいながら、今年度施行されました法律について、それからそれを受けて、当市でどのような形で計画を進めていくか現段階での検討状況について、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料にありますとおり困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が今年度、令和6年4月から施行をされております。市町村につきましては、基本計画を策定することが努力義務となっております。

ちなみに都道府県においては、努力義務ではなくて策定義務となっておりますので、今年度の4月から新潟県の方でも基本計画が策定をされて施行されているところでございます。

内容は、従来の更生指導ではなく、意思を尊重した寄り添った支援を行うことにより、自立して暮らすことができる社会の実現を目指すものです。

民間団体との協働により、きめ細やかな支援に取り組むことも盛り込まれております。

さらに各行政機関や民間団体が緊密に連携できる体制を整備することということで規定をされております。

また、女性は女性であることにより性暴力や性的虐待等の被害により遭遇しやすい状況にあります。

その他、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題があるほか、不安定な就労状況や経済的貧困、孤立などの社会的経済的困窮等に陥る恐れがあります。

当市で検討しております計画についてです。

まずは計画の趣旨・位置付けでございます。

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律第8条第1項に基づきまして、本市における支援に関する基本的な事項、施策の内容について定めたいと思っております。

この計画につきましては、今ほどまでご審議をいただいておりますが、第3次ながおか男女共同参画基本計画、こちらに付加をする形で一体で策定をしたいと考えております。

計画の期間ですけれども、今年度に審議をいただいた上で、令和7年4月から令和14年3月の予定としております。



第3次ながおか男女共同参画基本計画、こちら10年計画とされておりますが、令和9年度が中間年に当たりますので、あわせて改定を予定しています。その他計画期間内に社会情勢等の変化があった場合には、必要により見直しを行うこととしたいと思っております。

意見の反映ということで、これまで行ってまいりました、困難な問題を抱える女性への支援に関係をしておられる団体等の皆さまからヒアリングあるいはアンケート等を実施をしてまいりました。

さらに、この審議会でご審議をいただきました後、パブリックコメントを行いまして広く市民の方から意見を求める予定としております。

実施状況の検討と評価についてです。

策定をされた後においては男女共同参画審議会におきまして、年度ごとの計画の点検評価をお願いしたいと思っております。

それでは次に、目指す支援の方向性、基本目標、体系・指標についてご説明をいたします。

目指す支援の方向性につきましては、支援対象者の意思が尊重され、立場に寄り添った支援を行いながら自立を目指します。

民間団体との協働により、きめ細やかな支援を行います。

最も身近な相談先として必要な支援の提供と他機関への繋ぎを実施します。

基本目標でございますが、基本目標3の中に男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するとさせていただきます。

配偶者などからの暴力の防止と、困難な問題を抱える女性への支援について、一体的に取り組むこととしたいと考えております。

体系と指標でございますが、後ほど改定案の資料をご覧くださいながら、改めてご説明をいたしますが、推進方向10として困難な問題を抱える女性への支援を加えまして、7つの事業を現在新たに掲載したいと検討しているところでございます。

指標につきましては、「6 DV等の相談窓口としてウィルながおかを知っている人の割合を高める」としたいと考えているところでございます。

概要につきましては以上でございます。

続きまして事前に送付させていただきました女性支援基本計画案につきまして、お手元にご用意いただいて、ご覧くださいながら進めていきます。

1、基本的な考え方、計画策定の趣旨につきましては令和4年度にこの男女共同参画基本計画の策定をしていただいた際に掲載をされておりますが、部分的に今回の計画を策定するにあたりまして、文言修正の一部変更をしておるところでございます。

令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことから、3次基本計画に反映し、一部を改定することとしましたという説明を加えております。

続いて計画の位置づけになりますが、④番としまして、女性支援新法第8条第3項に規定する市町村の基本的な計画である困難な問題を抱える女性の支援基本計画と一体的に策定します。

続きまして、(4)計画の期間に移ります。

計画の期間につきましては、先ほどもご説明をさせていただいたとおり現状の計画ですと令和4年から令和14年3月までの10年間の計画であり前期と後期5年間に分けております。

この他、「令和6年4月に女性支援新法が施行されたことを受け、令和7年3月に改定を行い、困難な問題を抱える女性の支援基本計画を一体的に策定することとしました」と説明を加えております。

続いて(5)計画の目標になります。

3次基本計画の一部改定にあたり、基本目標3を、男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するといたしまして、配偶者などからの暴力の防止と、困難な問題を抱える女性への支援について一体的に取り組むこととしました。

全体を通しましては基本目標1から4でございますが、基本目標3を、男女の人権を尊重しても安心して暮らせる社会を実現するとしまして、従来からの配偶者などからの暴力防止および被害者支援基本計画とあわせまして、困難な問題を抱える女性支援基本計画を追加をしたいと思っております。

続きまして策定の背景、国際的動向等につきましては特に変更はございません。

国の動向につきましても変更箇所はございません。

続いて(3)新潟県の動向になります。新潟県の動向につきましては令和6年3月に女性支援新法に基づく基本計画策定と配偶者暴力防止被害者支援基本計画が一体的に行われまして、困難な問題を抱える女性支援および配偶者等暴力防止被害者支援基本計画が策定されたことを説明として加えております。

ページが少し飛びますが、表になっている体系の部分、8ページにつきましては手元にお配りしました参考資料4の新旧の比較という資料を用意しておりますので参考にご覧いただければと思います。

左側が従前の体系になっており、右側に新しく変更したい案を記載しております。

ご覧いただけますとおり、基本目標3、男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するとしております。これまでは配偶者暴力に特化した基本目標、それから推進方向でございましたが、配偶者などからの暴力の防止に加えまして、困難な状況にある女性への支援を行いたいと思っております。配偶者暴力等とこの支援の内容がかなり密接に関わることが多いだろうということで、この基本目標3を共通として推進方向9,10と記載をさせていただいております。

主要施策につきましては、13 から 16、これはこれまでも配偶者暴力で支援内容として掲載がありましたけれども、配偶者暴力だけではなくて困難な問題を抱える女性の支援とも共通しますので、13 から 16 はそのまま共通の施策として残しまして、新たに 17 番は、困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備を加えております。

なお左側の従前の推進方法 5、それから主要施策施策 (8) こちらを、困難な問題を抱える女性支援計画の施策として、また改めて新しい事業を加えながら 17 番としてこちらに掲載をさせていただくものであります。

続きましてまた資料お戻りをいただきまして本体の計画案の方に移りたいと思いますが、5 番指標になります。

指標につきましては今現在六つの指標が設定をされておりますが、こちらも 6 番配偶者、DV 被害者等への支援とこちらも共通する課題かと思っておりますので、DV 等の相談窓口としてウィルながおかを知っている人の割合を高める、こちらを DV 対策、と並んで困難な問題を抱える女性の支援の指標として設定をさせていただきたいと考えております。

次のページへ移っていただきまして第 2 章長岡市の状況ということで (6) 1 から 5 につきましては従前の状況が入っておりますので、6 番に追加をしたいと思っております。

(1) ウィルながおか相談室および配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数です。

それぞれの相談件数は年度により増減をいたしますが、二つの相談室支援センターの相談数を合計しますと、おおむね 2000 を超える数字で、平成 29 年度以降は高止まりという状況が続いております。

令和元年、2 年の 2 年間につきましては、やや相談件数増えておりますが、コロナ禍において困難が生じたというところ、それから給付金が行われたことにより DV 等を理由に、給付金の受け取り方といったところでの相談がいくつかあったということが影響しているものと考えております。

続きましてそれら相談者の方の年代別でございます。

配偶者暴力いわゆる DV ですけれども、こちらは 30 代と 40 代が突出した形になっております。

幅広く日常の相談を受けておりますウィルながおか相談室については、そこまで大きな差は見られませんが、やはり 30 代 40 代 50 代、こちらの方で多くの相談を受けています。

次のページ移っていただきまして相談内容になります。

まずはウィルながおかの相談内容でございますが、こちらにおいてもやはり夫婦関係、家族関係といったところが多くを占めておりますが、様々な要因が絡み合って複雑、複合化していると感じているところです。

配偶者暴力相談支援センターにつきましては、こちらは当然という感じですが、それでも配偶者からの暴力とそれからそれを理由とした離婚問題ということで多数を占めている状況になっております。

その数字に表れない部分、という形になるかと思うのですが、相談支援員、日頃相談を受けている職員からの意見でございますけれども、子育ての悩みをきっかけに、相談機関を頼る方がやはり多くて、それらの機関から、家庭や夫婦の問題として繋がってくるケースが多いため、それらの機関との連携はとても大切にしていますということです。

それから生育歴において、家族関係の影響などから、人との関わり方が上手く育まれていない場合などには仕事や家庭生活の維持に課題が生じることが多いと感じています。

客観的には大きな課題を抱えていると思われる方が、その困難に慣れてしまう等により相談をすることなく、さらに悪い方向に向かってしまうケースがあるのではないかと、60代以上の方の相談が増えてきている実感がありますという意見がありました。

続きましては、7番、困難な問題を抱える女性の支援に関するヒアリングおよびアンケート調査の結果になります。

まず市内市内で支援活動を行っておられる団体の方へヒアリングを行った結果でございます。

少し掲載の数が多いので抜粋してお伝えさせていただきますが、まず全体として、自分がDV被害に気づいていない、自己肯定感が低くて自分が悪いんだと思ってしまう方が相談に繋がらないケースがあるのではないかとということ。

さらには依然として考え方の底に、男尊女卑、長幼の序列など家父長的な価値感が生活習慣の中に横たわっていると感じる、というご意見をいただいております。

続いて、家族・親族関係ですが、親との関係が悪くて実家を頼れなかったり、または頼りたくないという若い世代の方が増加をしている、という意見。

それから子育てについては、子育てに悩みを抱える母親は多いが、自己肯定感が低く、自分が悪いと思いついで相談に至らないケースも多いため、何らかのサポートが必要。さらにその子供が保育園等で問題行動とも多く、世代の連鎖も感じられるということでございます。

高齢女性につきましては、70歳以上、高齢の方ということでもいいのかと思うのですが、さらに独身の女性になりますと、今は元気ですが先が不安な方というのが多いと、体が悪くなってからは相談先がありますが、健康な人が不安を解消できる先が少ないのではないかと感じておられます。続いて若年女性につきましては若年支援は女性が多い傾向があります。理由は不明ですが、母との関係が悪く、家を出たり、誰も頼れずに働いていて、さらに疲れて精神疾患を患ったりしているケースに陥るということです。

続いて今後必要と考える取り組みについてです。

ある特定1か所の支援先だけでは支援が難しいので、各関係機関との繋がりは引き続き意識して取り組みたい。

相談窓口について予約制の相談窓口は相談しづらいため、ふらっと行ける相談場所があると良いと感じていらっしゃいます。

いくつか出していただいておりますが、時間の関係でご紹介は省略させていただきたいと思います。続きましてアンケート調査、こちらは男女平等推進センターウィルながおかにご参加いただいております市民ボランティアの方、それから登録団体の方にアンケートの形をお願いをいたしました。

困難な問題を抱える女性と接する機会がありますかということにつきましては、頻繁にある、たびたびあるという方、たまにあるということが多くいらっしゃいます。

現在取り組んでいる支援活動は、周知や啓発を目的とした講座の開催が最も多くて、支援窓口の周知等を行っていただいているという結果が出ています。困難な問題を抱える女性に、どの年代が多いと感じますかにつきましては、30歳未満それから最も多いのが30代、それから40代と続いていきますので、登録団体、あるいはボランティアの皆さまが感じておられるところとしては40代以下の方で、半分以上6割から7割を占めているところが見られます。

続いてどのような課題が多いと感じますかということにつきましては、経済的な困窮、それから家族間の人間関係、夫婦間の悩み家事介護の負担ということで、大きく分けると経済的な悩みとそれから家族であったり、夫婦であったりの関係性の悩みというところが課題として多いのではないかと、というお答えをいただいております。

それでは、どのような支援が有効と考えるかにつきましては居場所の提供、それから相談支援窓口の周知、経済的支援と社会全体の理解促進というご意見が多くいただきました。

さらに自由記述になりますが、どのような支援が必要とご思いますか。居場所の提供につきましては、居場所があることで、そこで話をするだけでもいいと思います。

気軽に立ち寄れるところがあると良いという考え、それから社会全体の理解促進について社会全体の理解が促進されれば、相談するハードルも下がり、気軽に相談できる、周りの相談をすすめてくれるし、支援のあり方も良い対応になると見ると。

相談支援窓口のご意見についてはさらに当事者が気づかない問題点を支援者が早期に発見することで問題解決に繋がる可能性がある。また、相談するハードルが高いため、安心して話ができる場所、子ども食堂や子育ての駅などに気軽に話ができる人がいてくれるといい。

相談窓口相談しやすくするために必要なことのご意見です相談に行きたくても誰に相談していいのかわからなかったり、こんなこと相談していいのかと躊躇したりするので、具体的な相談例などを発信するのも良い。

問題を抱えていてもそのことを問題と認識していなかったり、そもそも相談したいという考えにたどり着いていなかったりする、相談への一歩を踏み出せない女性たちに対して働きかけるのはとても難しいが、そういう女性に支援が必要。

というご意見をいただいております。

時間の関係がありますので全てご紹介できませんが、今ご紹介したとおり、様々なご意見を頂戴いたしました。

それらのヒアリング、アンケートそれから相談室の状況等を踏まえまして策定をするべき施策の内容に移っていきたいと思います。

施策の内容、基本目標3の現状と課題これまで記載をされていたものにつきましては、そのまま変更することなく活かしたいと思っております。その上で女性支援に関する新しい追加の部分を赤文字で加えております。

簡単に読み上げさせていただきますが、女性は性暴力や性的虐待等の性被害に遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存すること、不安定な就労等の社会的混乱等に用いる恐れがあります。

その背景には今性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見、経済的格差といった女性が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられます。

市のウィルながおか相談室および配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は、年度によって変動はあるものの、平成29年度以降、高止まりの状態が続き、相談者の年代は30代から50代が多数となっています。

また相談内容は、夫婦関係に関するものが最も多数ですが、子育てに伴う負担や経済的な悩みなど、家庭環境等による様々な部分が複合的に存在していることが伺えます。

参考のページ数等は変動の可能性がありますので現在仮の数字となっております。

民間団体等に対して行ったヒアリングおよびアンケート調査では配偶者や親子をはじめとする家族や親族間でのトラブルによる問題に悩んでる女性が多いものの、本人が深刻さに気づいていない、または敢えて気づくことを避けようとするなど、必要な支援を受けられていない人をどう支援していくかという課題が複数ありました。

複雑化、多様化、複合化する女性を取り巻く様々な課題に対して包括的に対応するため、支援機関同士の連携をより充実させるとともに、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消するための、啓発の強化と支援を必要とする女性がよく繋がりやすい相談支援機関の周知、自立までの中長期支援に取り組む必要があります、としております。

引き続きまして施策の方向性、推進方向 10 を今回加えております。

困難な問題を抱える女性の支援、こんな問題を抱える女性の自己肯定感の低下により、自分の責任にしてしまい、必要な支援に繋がりにくい傾向があります。

その背景には、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見といった構造的な問題があります。

これらの問題を解決するため、支援に繋がりがやすい相談支援機関の周知および早期発見できる体制作りを進めるとともに、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に取り組みます。

また困難な問題を抱える女性に対しては安全安心に過ごせる環境での心身健康回復、居場所作り、就労居住支援など本人の意思に沿った中長期の支援を進めます、とさせていただきます。

推進方向 5 から推進方向 10 の位置づけについては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして 20 ページ、最後施策の内容に移りたいと思います。表形式になっております。

基本的にはこれまで掲載をされておりました事業になりますが、カラーですと黄色の網掛けさせていただいたものが、今回追加をしております。

順番にご紹介をしていきたいと思います。

まずは 55 番として情報発信の強化を行いたいと考えております。

チラシ・ポスター等による周知に加えまして SNS による情報発信もあります。さらには全国的な活動で女性に対する暴力をなくす運動が行われておりますがこれらの周知を積極的に行うなど、これまでよりも多くの市民の方から関心を持ってもらえる方法で取り組みを発信してまいります。

続きまして 62 番、こころの悩みに関する相談と啓発の実施。こころの悩みや不調のある人を対象に相談会を開催いたします。

またメンタルヘルスや人間関係等をテーマにした講演会を実施し、こころの健康に関する啓発を行います。

続いて 63 番、必要な支援に繋がる働きかけの実施。支援が必要な状況にあるにもかかわらず、相談窓口に行くことができずに支援を受けられていない方に対して、子育ての駅と連携をして、相談支援に繋がるための働きかけを行いたいと考えております。

続きまして 67 番、自立へ向けた生活再建への支援。困難な問題により心身を疲弊した方に対して回復を図りながら安心して過ごせる場所を提供し、自立して生活するための就労や住居探しなど同行しながら中長期での支援を行います。

こちらはステップハウスの取り組みを指しているものでございます。

	<p>68 番、不安を抱える女性の居場所作り。困難な問題を抱えている方や、孤独孤立を感じている方々が集まることができる場所を設け、参加者同士の交流を通じて、生きがい作りや心の回復を図ります。</p> <p>71 番、支援調整会議による連携体制の強化。多様化複合化する女性が抱える課題に対して適切な支援を行うため、市町村、関係機関、民間団体が参加する支援調整会議を開催し、連携体制を構築します。</p> <p>74 番、一時生活支援事業。住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間内、衣食住を提供することにより、自立相談支援事業と一体で自立を支援します。最後の参考と書かれた 1 枚につきましては、この度女性支援新法によりまして基本計画として追加をしたものを、まとめる形で記載をしたのでありますので、必要に応じてご確認をいただければと思います。</p> <p>私からは以上になります。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして今回委員の皆さまにお願いし、この計画案につきまして事前にご意見をいただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局(人権・男女共同参画課)</p>	<p>では資料 No. 5 によりまして、ご説明をしたいと思います。</p> <p>2 件のご質問あるいはご意見をいただいております。</p> <p>まず一つ目が、女性相談支援員の運用、雇用形態、処遇について教えてくださいということでご回答申し上げます。</p> <p>相談支援員は当市 3 人の会計年度任用職員で対応をしております。1 日 6 時間の勤務になりまして、週 5 日勤務を行っていただいております。</p> <p>相談室は土曜日も開設をしておりますのでその勤務につきましては振り替えをしながら対応をいただいているところでございます。</p> <p>続きまして、現状と課題に書き加えられている内容に、女性は性被害に遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の問題とありますが、女性が 1 人で解決はできません。必ず相手があります。学校教育の中で、女性男性の人権に関連して取り上げるべきことと思います。</p> <p>現在、小学校中学校高校で外部講師による命の健康教育講座を行っております。市内の全小中学校、高校で実施をしていただきたい。</p> <p>今の社会で起きていることをしっかり伝え、自分を大切に生きることを考える機会を作っていただきたいですとのご意見をいただきました。</p> <p>このことにつきましては、学校教育課と人権・男女共同参画課からお答えをしたいと思います。まず学校教育課の方から、お願いしたいと思います。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>ご指摘のとおり、学校教育において男性女性双方の人権に関して取り上げることが重要だと考えております。現在学校での具体的な取り組みとしては、小中ともに、養護教諭が中心となって担任と一緒に各学年に合わせて、必要な性教育を行っていたり、また助産師や看護師を外部講師として招いて、学年に応じて生命の大切さや、男女の付き合い方について指導しております。高校の方は直接関りが少ないのですが、外部講師を招いて性教育、男女の付き合い方について講演が行われているように聞いております。</p>



事務局(人権・男女共同参画課)	<p>これらの取り組みを通じて、子供たちが自分のことだけでなく、相手のことを大切にすることを意識を育むことを目指しています。</p> <p>なお、市内の保育園や学校において、男女の体の違いや命の大切さ、健康的な人間関係などを学ぶ性の健康講座を保育園など14か所、小学校4か所、中学校4か所、高校1か所計23か所で開催をしております。</p> <p>自分を大切に生きることを伝える機会が重要であると考えまして引き続きその機会を提供してまいりたいと考えております。以上になります。</p>
委員B	<p>お聞きしたかったのは、女性相談員の配置というのは今回の法律の中でも非常にメインな部分だというんですけども、その中で研修の機会とか、スキルアップといった部分もありますが、いまお聞きしたとおり任用形態が会計年度任用職員なので、3年5年などの雇止めがあるのではないかと。</p>
人権・男女共同参画課	<p>市の会計年度任用職員なので、5年で公募をしますが、そこからまた手を挙げていただくことも可能となっております。</p>
委員B	<p>スキルアップとか、そういうことも言われている中でモチベーションを含めて、かなり厳しいんじゃないかと思っておりますので、そこはできる限り正規職員の配置、特に何かの資格を持っている方の配置というものをぜひお願いしたいと思っています。団体からの意見の中にも同じようなことがあって、さまざまな団体で相談を受ける側の人員の体制を整えるという部分もあると思いますので、市の相談員だけではなくて委託を受けている団体で働いている方の処遇についても重要なのではと思っていますので、きちっと入れていただきたいと思っております。</p>
人権・男女共同参画課	<p>ありがとうございます。</p> <p>会計年度任用職員も昨年度から報酬を上げるなど、働きかけをしております。研修も、県や国でもオンラインも含めて実施していただいておりますし、集まって実施する研修も行っておりますので、積極的に受けていただけるようにしていきたいと思っております。</p> <p>またNPOへの委託ですけれども、NPOにもなるべく人件費を充実できるように、予算配分をしております。</p>
会長	<p>雇用の不安定性はありまして、働いている方々にとっての不利益も大きいですが、もう一つは、専門性が大きく、また個人のプライバシーの保護も要求されるような重大な案件で、任期があってそこでやめてもらわざるを得ないような会計年度任用職員という扱いだと、こうしたノウハウや知識が伝達されないので、結果的にサービスの質が低下するという問題が考えられることですので、ご検討いただければと私も感じます。ありがとうございます。</p>
委員A	<p>望まない妊娠をして0か月、産まれてすぐ、出産するのは女性なので、殺してしまうというニュースを聞きますね。そういう女性を増やしたくないというその一心です。</p> <p>産むのは女性で、男性ではありません。女性が苦しまないで相談ができたり、私達が支援できる体制が、増えていくといいなと。理想かもしれませんが、</p>

	理想ではなくて現実問題の、この法律ができれば少し解決していただきたいと意見を書かせていただきました。
会長	では、事前のご質問という形にはなっていませんが、お集まりの皆さまからご意見等ありましたら、ここでお願いいたします。
委員 A	遑ってすみません。コロナ後に女性の自殺者が、確か増えていますかね。長岡市では？
健康増進課	22 番に回答させていただいたのですけれども、女性の自殺者ですが、令和 3 年に女性の自殺者が初めて男性より上回りましたが、これは一時的で、それ以降はやはり男性の方が高い状況となっております。
委員 A	女性・男性にこだわるわけではないのですが、やっぱり自殺というのは何かの形でもって対策できるといいですね。
健康増進課	女性は、高齢期の女性で自殺者が多くなっています。自殺対策としましては、壮年期の働き盛りの男性がやはり高いという課題となっております。
会長	ほかに、ご質問ご意見。
委員 C	不勉強でちょっと教えていただきたいんですけども。 自立支援施設とか、ステップハウス、もう既に現状あるんですか、それともそれをこれから作る？
人権・男女共同参画課	令和 6 年 6 月から、すでに使用しております。
委員 C	以前、ある方から、生活費に困っていると相談を受けたことがあります。結局、その翌週くらいに、今借りているアパートから出ていかないといけなくなってしまったようです。その女性は、DV で子供を連れて新しい生活を探し求めて、何とかアパートを借りたということです。 実家の両親とも折り合いが悪くて頼れなかったようです。こういう女性はほかにも世の中にたくさんいて頑張っているんじゃないかなと思います。ステップハウスの取組みは、生活の拠点にして働きながら頑張っていくことができるということで、啓発なども大事ですが、いま喫緊の課題で困っている人たちを支援できるステップハウスが、6 月から稼働していると聞いていい取組みだと思いましたので、広報などでももっと紹介してほしいと思います。
人権・男女共同参画課	やはりまずはウィルながおか相談室、NPO 法人女のスペースながおか、そちらにご連絡をいただきたいと思います。困難な問題を抱えているとか、DV 関係にあるとか、まずはその方の状況を見極めて、ご本人にとって何がベストなのか、本人の希望がどうなのかを、専門の相談員が見極めてからその方に合った支援と一緒に考えます。まずウィルながおかの相談室を PR していくことが先決だと思います。
委員 B	具体的なお話をいただきまして大変ありがとうございます。

	<p>それに関連して思っていたことがちょうどありまして、計画の21ページの63番、必要な支援に繋がる働きかけの実施ということで、内容としては書いていただいているんですけども、この他にも様々な市民団体の方で様々な相談をやってると思います。私が知っている範囲ではフードバンク長岡が、ひとり親世帯に対する食料品の配布をするときにお悩み相談ということで受けていたりするので、そことの連携とか、あとまた様々な機関でSNSを利用されているので、そこを利用した相談の検討とか、そういったことをぜひお願いしたいなと思います。</p> <p>本当にあの、自己責任ということを非常に若い世代が思って、強く持っているって、本当に自分が悪いんだっていうことで誰にも相談できないということが多いのではないかと思います。</p> <p>それからズルズル問題が大きくなっていきますけれども、相談したときにはどうにもならない、さらに時間と労力がかかるということも多いと思いますので、早い段階で支援に繋がるような様々な取り組みの充実をお願いしたいと思います。それと併せて数値目標なんですけども、ウィルながおかの相談だけでいいのかなというふうに思っています。</p> <p>先ほど言いましたとおり、様々な相談窓口があるので、そこに繋ぐ、それを知っているか、そこに繋がる割合を数値化するのが、今ある数値からスタートということが基本で、こうなってるんだと思うんですけど、そこをなんとか工夫して様々な窓口を知っている人の割合を増やすっていうのはできないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>おっしゃるとおり支援するところは様々な機関がありますので、そういったところは検討材料かと思います。貴重なご意見ありがとうございます。SNS相談は、現在実施していないですけども、電話や対面でないとそのニュアンスがわからなかったり、本当にすごく困っているのか、少し話したかっただけなのかっていうのがわかりづらいとか、文字でのやりとりには、かなり高度な能力が必要と言われており、具体的に事業化ができていないのですけれども、県レベルでやっていただけると全県的にも可能になりますし、具体的な支援については各市町村へ振っていただくという形もできると思うので、もう少し広域的な対応でもいいのかなと考えています。</p>
<p>委員B</p>	<p>SNSで相談を受けるには広域になりますが、様々な情報を発信するのに活用していければいいと思います。</p>
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>今、ウィルながおかで、インスタグラムとフェイスブックも持っておりますので、ウィルながおか相談室の周知についても定例的に出させてもらっていますが、そういったこともほかの機関も含めてやっていければと思います。</p>
<p>委員D</p>	<p>行政の会議なので、そもそもなんですけれども、様々な困難な問題を抱える女性たちの相手方がいて、その困難を引き起こしている男性が、いるんですよ。</p>

会長

そういうことについて行政の方で何一つプライバシーもありますし触れられない、けどなんとなくこの法律自体がDVを肯定しているようなですね、印象を受けてしまうんですね。

詳しくないのですけれど、その引き起こしている相手に対するもう少し策というのは、そういったことについてなにかないのでしょうか。

今年の朝ドラで評判になったのは、「はて？」と言えただけでも大したものだというのがあったでしょう。これでいいのかという、反論が理論的にできないと、「はて？」と思えないから、結局、悪いのは私なんだと思ってしまうことが女性の場合には多い。あれと同じで自分がやってることはこれでいいのかって思えなくなる。では問題を起こしてる側の人たちがそう思うかって言ったら、問題を起こされちゃってる側でさえ「はて？」と言えないのだから、自覚しないで問題を起こしてる側が「はて？」という訳がありません。これに対して働きかけをするとすると、何かものすごい強制力とか教育とか施さないとうまくいかない。けど、問題を起こしている側はそれに自発的には乗ってきませんよね。

どうしたらいいんだろうかっていうのはすごく問題なことではある。私が知っている限りでは、大学という教育の場においてさえ、そういう問題があります。デートDVなんかを起こしてる男子学生に対して、積極的に教育するっていうことが、人権侵害なんて言われかねない面を持ってたりして、すごく微妙な問題です。

問題を起こしている側への働きかけができないとは到底思えないし、はたらかかけないといけないと思います。どうやったらいいのかを、もっと一緒に話し合っていく、話し合っすぐ、何か具体的な「これやってみようじゃないか」というプランを提示していく。そういったような試みができないと、うまくないでしょう。何か方策はありませんかね。

女性活躍推進担当  
部長

おっしゃられたとおりで、問題意識を持っている人がセミナーを聞きに来るよりも、そうでない人が来ないと意味がないことは課題です。高校生向けにデートDVとはなにかという講座を、男女含めて知っておいてもらいたいということで地道に行っており、DVとは何かということを発信していく中で、もしかしたら自分がやっていたことがDVだったのではないかと気づいて相談に来るケースもあります。あとは加害者更正プログラムというものがしっかりと行われればいいのですが、知識もしっかりしたものができないため、長岡市レベルでどこまでできるかがこれからの課題です。支援だけしていても、どんどん湧き起こってくるものをどうするかという課題もあるため、時間がかかることではありますが、しっかり考えていきたいと思っています。まずは女性の、被害を受けている皆さんに気づいてもらうということかなと思います。

委員D

会長	これは明確な被害なんだから、「はて？」と言っていいんだというふうに思ってもらえるようになるといいです。みんなが告発をし始めれば、もしかして男性も「はて？」というかもしれない、というのはあるでしょう。
委員E	意見と申しますか提案といいますか、私どもハローワークと長岡市さんではいろんな面で取り組みを絡めて推進しているところではあります。その中でウィルながおか相談窓口の周知についてはご協力できますので、例えば周知チラシだったりとか来所者さんに配布できたりとか、可能でございますのでご相談ください。
委員F	今日いろいろお話を聞いていて、やはり様々な困難を抱える女性への対策ということで、考えられているなと思いました。ただやっぱり対策だけではなかなか難しい、これからこういうことが起きないように教育するというか、こうならないように子どももちろんですけど、大人も学んでいくというのが大事だと感じているところです。加害者もわかっていない、自分がしてるのがDVだということがわかっていないということもあるでしょうし、先ほどから話があったように被害者も自分が被害を受けていることに気づかないということもあるんです。そういうことを学べる場というところが、やっぱり学校教育現場でもそうですし、社会に出てからもそうですし、やはり多くあって、みんなで学んでいけるといいなというふうに感じたところです。
委員G	私の周りには、こういった問題はないのです。聞くこともないです。ただ、実際にこういうお話を伺うと、教育が一番大事だなと感じます。先ほどの支援をすることはできますけれども、その一番根本の被害を加えている側、そちらの方を何かしないといつまでたってもなくならない。国とか県とか、そういったいろんなあの予算を組んでいる方たちがどういうふうを考えているかわかりませんが、教育の道徳じゃないけれども、こういったことってというのは、いけないことなんだ、男女平等と言葉だけはいうけれどもそういったことに相手に対することを傷つけないとか、男女差によって、いわゆるDVみたいな被害、そういったことはどう影響を受けていくんだっていう、将来にわたってそういうことがずっと続いていくんだよって教育という言うんでしょうか、ものすごく重要なんじゃないかと思います。今現在ですけれども、地域とか大人の集まりや子どもの集まりなど、たくさんありますけれども、このような問題がある、それはどういうことなのかと、広報で知らしめていくことはとても大事なことなんじゃないかと思います。
会長	そろそろ予定の時間ですけれども、皆さまからご意見をいただきましたので次に移りたいと思います。それでは議題の2の方は終了いたします。報告に移ります。審議会等の女性登用率について及び男女共同参画に関する調査研究について、お願いします。

事務局(人権・男女共同参画課)	<p>資料 No. 6 長岡市の審議会委員会等における女性の登用状況についてご報告をいたします。今年4月1日現在の数字でございます。</p> <p>ご覧いただきますとおり、女性登用率、長岡市全体の登用率が39.6%、昨年度38.0%でございましたので、上昇をしたところでございます。</p> <p>第3次の基本計画自体の指標目標が40%から60%でございますので、もう一息というところでございますが、また逆にそこからの数%というのが、なかなか大変であったり困難もあるということも感じておりますので、また引き続き取り組みを進めて早い段階で全体として40%を上回るように行っていきたいと考えております。</p> <p>続きまして資料No. 7をご覧くださいければと思います。</p> <p>例年ご報告申し上げておりますが、調査研究ということで長岡市における市政だよりをはじめとした公的刊行物を男女平等推進センターの職員を中心にチェックさせていただき、不適切な表現がないか、といったところを確認しております。令和4年度につきましては指摘事項なしというところでご報告申し上げましたが、令和5年度については1件指摘をしたところでございます。</p> <p>中身はといいますと例年発行されています健康カレンダーに、ご覧いただけますとおり、男性が例えば青色っぽい色、女性が赤色っぽい色という形の色使いになっていたところ固定的なイメージを持たせる場合もありますので、もう少しバランスを考えていただいた方が良くはないかということです。</p> <p>同じ印刷物の中面で例えば、医師が男性であり、看護師が女性である、ですとか、保育士が女性といった、こちら固定的な性別役割分担意識というところの解消に繋がらないという表現になっておりますので、こちらバランスをとっていくことが必要ではないかということで担当課の方には注意と助言をしたところでございます。</p> <p>例年4月頃に発行されておりますので、今年度令和5年度分もすでに発行されておりますが当課で確認をしたところ、改善をされて、改まっておりますのであわせてご報告をしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>だいたい、こういうことは自覚しないでやっているところになってしまう、ということですね。気がついていない人には気づくことがいかに大変かということが、ここでも出てきている。ですのでこれからもいろいろチェックとそれから意見交換をしながら問題がないようにしていけたらと思います。ありがとうございました。</p>
事務局(人権・男女共同参画課)	<p>皆さん今日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。以上で予定の議事が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

8 (出席委員の署名欄)	(略)
9 会議資料	別添のとおり